

Orange Ring

オレンジリングは、認知症サポーター（応援団）のあかしです。

三重県の認知症対策について

平成24年1月 長寿社会室

三重県が進める高齢者施策の方向性

●平成24年4月策定予定の「みえ高齢者元気・かがやきプラン(仮称)中間案」
「地域包括ケア」の一層の推進を図る

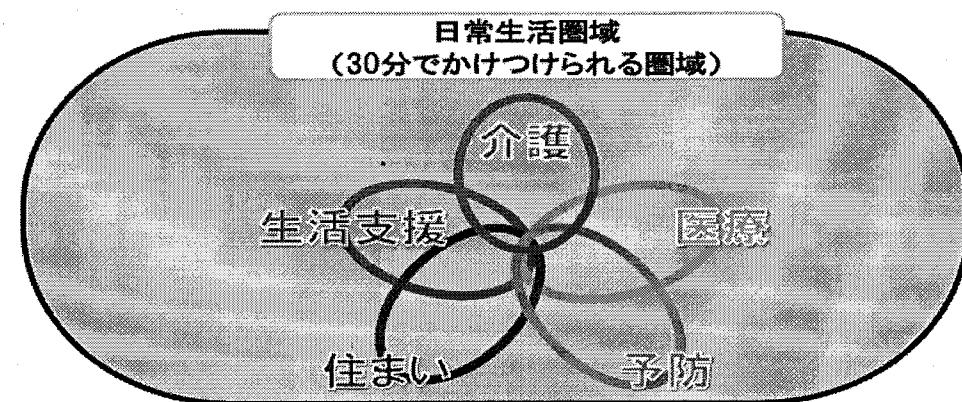
具体的には次の7つを柱に推進

- ア. 介護サービス基盤の整備
- イ. 認知症総合対策の推進
- ウ. 地域包括ケアの構築
- エ. 介護・福祉人材の

安定的な確保

- オ. 介護保険制度の円滑な運営
- カ. 在宅生活支援の充実
- キ. 高齢者の安全・安心の確保

地域包括ケアシステムについて



【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進
- ・見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進

④高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備(国交省と連携)

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

認知症総合対策の推進

○認知症知識の普及

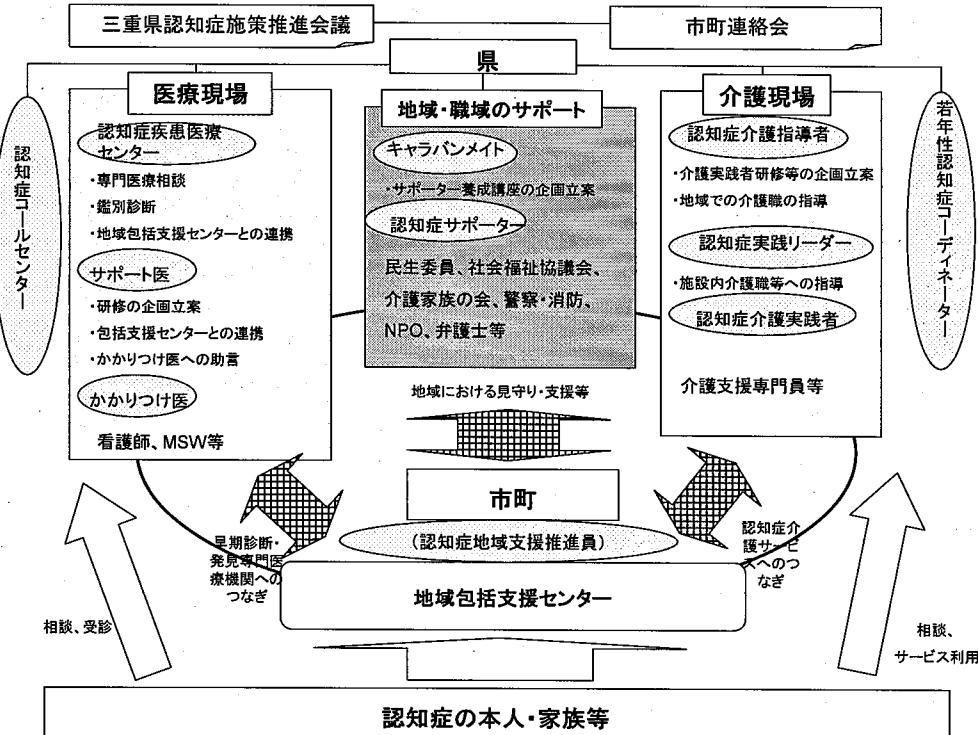
- ・認知症サポーター養成講座
- ・市町で実施の健康教室、介護予防教室、家族支援などの有効な取組事例の普及
- ・三重県認知症コールセンターの設置など

○認知症対応力の向上

- ・かかりつけ医への認知症対応力向上の研修
- ・認知症サポート医の研修とフォローアップ
- ・認知症介護に関わる実践者ための研修等
- ・認知症介護指導者、実践リーダーの活動
- ・若年性認知症ケアモデル事業など

○認知症ケア連携

- ・三重県認知症施策推進会議
- ・市町連絡会
- ・二次保健医療圏域ごとに認知症疾患医療センターの設置。県全域を対象とする基幹型センターの設置。など



平成23年度当初予算における県の認知症総合対策の概要

認知症対策研修・支援事業費 予算額 49,249千円

認知症の専門医療を実施する「認知症疾患医療センター」を引き続き指定するとともに、介護、医療の連携をはかるための研修や、住民を対象にした「認知症サポート」の養成など、地域における支援体制の構築を推進します。

また、国から市町への直接補助事業として、新たに認知症地域支援推進員を配置し(H23年度は、四日市市、津市、東員町)、地域の実情に応じた認知症地域支援体制を構築するための事業が実施されています。

予防

- 認知症サポート養成講座、出前トーク
- キャラバン・メイト養成研修

介護

- 認知症介護実践者等養成事業
(指導者・実践者・実践リーダー、開設者、管理者 等)

早めの気付き

- 認知症地域医療支援事業
- （一部新）認知症サポート医養成研修事業
- かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

見守り・相談支援

- 三重県認知症コールセンター事業
- 認知症サポート養成講座（再掲）
- キャラバン・メイト養成研修（再掲）

医療

- 認知症疾患医療センター運営事業
(専門医療機能、地域連携機能)

若年性認知症対策

- 若年性認知症ケア・モデル事業

(新)認知症施策推進事業(認知症施策推進会議及び市町連絡会の設置・開催)

情報収集・フィードバック

(新)市町村認知症施策総合推進事業(認知症地域支援推進員の配置等)

(新)市民後見推進事業(市民後見人の養成・活動支援)

認知症地域医療支援事業

1 目的

認知症の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図る。

また、高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医(かかりつけ医)に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医との連携の下、医療と介護が一体となった支援体制の構築を図る。

2 事業内容

- (1)認知症サポート医養成研修(10名養成)
- (2)かかりつけ医認知症対応力向上研修(県医師会へ委託、圏域別に2回開催)
- (3)(新規)サポート医フォローアップ研修
(県医師会へ委託:津地域認知症事例相談会へ県下のサポート医が参加する形で実施)

【参考】研修修了者数 平成23年12月末現在

研修名称	合計(人)
認知症サポート医養成研修	49人
かかりつけ医認知症対応力向上研修	204人

認知症疾患医療センター運営事業

1 目的

認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保険医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。

2 事業内容

(1) 介護との連携

専門の担当者の配置による、地域包括支援センターとの連携の強化を図る。

(2) 認知症疾患専門医療・医療連携研修

認知症を専門としない地域の一般開業医、かかりつけ医等を対象とし、最新の診療技術等に関する研修を実施する。

(3) 認知症疾患専門相談事業

地域の医療機関、一般住民等からの問い合わせ、相談を受け付ける窓口を設置する。

(4) 認知症疾患医療連携協議会(連携協力、事例検討 等)

地域の医療サービス(かかりつけ医、サポート医、専門医療機関)の連携を密にするため、懇談会を開催する。

(5) 広報

センターの連絡先等の周知を図る。

3 設置箇所数 地域型 3ヶ所 (東員病院、三重県立こころの医療センター、松阪厚生病院)

認知症介護実践者等養成事業

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図るとともに、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

また、認知症対応型サービス事業の開設者に対して認知症介護に関する基本的な知識及び事業の運営に必要な知識の習得のための研修を実施、認知症対応型サービス事業の管理者に就任する者に対しては事業所を管理、運営していくために必要な知識及び技術の習得のための研修を実施しています。

2 事業内容

- (1) 認知症介護実践研修(実践者研修 3回、実践リーダー研修 1回)
- (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修(1回)
- (3) 認知症対応型サービス事業管理者研修(2回)
- (4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(1回)
- (5) 認知症介護指導者養成研修(2人養成)
- (6) フォローアップ研修(1人養成)

認知症介護実践者等養成事業

(参考)平成22年度末までの各研修の養成人数 ※全国GH協会等が実施した三重県内の研修の修了者を含む

研修名称	合計(人)
実践者研修 (～H16基礎課程)	1,600人
実践リーダー研修 (～H16専門課程)	132人
認知症対応型サービス事業管理者研修 (H17グループホーム管理者研修)	648人
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	141人
認知症対応型サービス事業開設者研修 (～H17 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修)	207人

研修名称	合計(人)
認知症介護指導者養成研修	26人
フォローアップ研修	9人

三重県認知症コールセンター事業

1 目的

認知症の本人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であり、各都道府県、指定都市単位で認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを設置することにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行うものである。

2 事業内容

認知症の本人や家族の相談に、認知症介護の専門家や経験者等が対応する電話相談事業。

- ・相談時間等 月～金 午前9時30分から午後5時30分まで
※祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く
- ・電話番号 059-235-4165(よいろうご)

※認知症の人と家族の会三重県支部へ委託して実施。

【参考】相談件数

期間	平成21年7月設置～ 平成22年3月(9ヶ月)	平成22年4月～ 平成23年3月(12ヶ月)	平成23年4月～ 平成23年9月(6ヶ月)
件数	218	239	145

キャラバン・メイト養成研修、認知症サポーター養成講座

1 目的

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。

2 事業内容

(1)市町と協働した研修等の開催

市町の要望を受け、市町と協働で研修等を開催。

(2)企業と協働した講座の開催

県民と接することが多い金融機関や、小売業等の企業で講座を実施

(3)キッズサポーターの養成

(4)みえ出前トークを活用した講座の開催

(5)県職員を対象にした講座の開催

(参考) 三重県内の認知症サポーター数 49,385人

(内訳:キャラバン・メイト 1,299人 認知症サポーター 48,086人)

※平成23年3月31日現在

若年性認知症ケア・モデル事業

1 目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業はこれらの問題点を解消し、若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

2 事業内容

- (1) 総合的な支援窓口として「コーディネーター」を配置し、若年性認知症の人やその家族を適切な支援へつなぐ取り組み
- (2) 若年性認知症にかかる活用が可能な施策の普及を図るため、地域包括支援センター職員等を対象とした研修会の実施
- (3) 若年性認知症のケアの質の向上を図るため、介護サービス従事者等を対象とした研修や実習の実施
- (4) 若年性認知症の人が活用できる施策や相談窓口等をまとめたガイドブックの作成

※事業所へ委託して実施

(企画提案コンペにて、事業所を選定。平成23年度は(有)イトーファーマシーを選定。)

(新)市町村認知症施策総合推進事業

1 目的

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護や生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要である。

このため、市町において医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、介護と医療の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ることとする。

2 事業内容

- ・認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従事者や認知症サポートなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図る。
- ・認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて各市町内の認知症人やその家族を支援する事業を実施する。

地域において認知症の人と家族を支えるため、支援を行う「資源」をネットワーク化し、相互連携を通じた地域支援体制を構築する

3 実施主体 市町(国10/10)

平成23年度 本事業実施市町:津市、四日市市、東員町

(参考) 地域支え合い体制作り事業 (介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金)

1 目的

高齢者、障がい者等、地域社会とのつながりや支援が必要な人々を地域社会において支えていくため、市町、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人才培养、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、地域における日常的な支え合い活動を行う体制を整備する。

2 事業内容等

(実施主体) 県または市町

(1) 市町事業

・地域支え合い体制づくり事業補助金

地域社会における日常的な支え合い活動を行う体制を整備するため、次の事業に対して資金を交付する。

- ① 地域支え合い活動の立ち上げ支援(地域における高齢者等の支援を行うNPO等の活動立ち上げ支援、先駆的・パイロット的な事業の立ち上げ支援、地域の支援が必要な者とそのニーズの情報を基にした要支援者マップの作成等、徘徊・見守りSOSネットワークの構築)

- ② 地域活動の拠点の整備等(地域活動の拠点の整備・改修や備品に要する費用、支援活動推進協議会の設置など協働体制の整備)

- ③ 人材育成(見守り活動チーム等の育成)

(2) 県事業

- ・地域支え合い体制づくり推進会議・連絡会議の設置、開催

(新)市民後見推進事業実施要綱

1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人(以下「専門職後見人」という。)がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人(以下「市民後見人」という。)を中心とした支援体制を構築する必要がある。

市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援する。

2 事業内容

- ・市民後見人養成のための研修の実施
- ・市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ・市民後見人の適正な活動のための支援 等

3 実施主体 市町(国10/10)

平成23年度 本事業実施市町:三重県内では該当なし。

全国では37ヶ所。その取組は、厚労省ホームページで紹介。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/shiminkouken.html>

(新)都道府県認知症施策推進事業

1 目的

市町の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例や好事例を収集し、それらを県内市町に普及させることにより、先進的な取組を行っている自治体だけでなく、管内市町における認知症施策の全体的な水準の向上を図る。

2 事業内容

(1)認知症施策推進会議の設置 ⇒ 三重県認知症施策推進会議

- ・県施策、市町施策に関する助言
- ・市町の認知症施策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例の収集
- ・認知症専門医療機関等及び認知症介護に関連する事業者団体等との連携方策についての検討

(2)市町認知症連絡会の開催

認知症施策推進会議において収集した先進的な地域支援体制の構築にかかる事例や認知症対応型サービスに関する事業所等の取組について市町との情報共有を図り、市町における認知症施策の水準の向上を図る。

3 実施主体

県

三重県認知症施策推進会議

【役割】

○認知症の方とその家族が住みなれた地域で安心して生活できるよう、認知症の方への支援に資する効果的な施策を推進するため、それぞれのお立場から協議していただきます。

- ・県の認知症施策に対する助言
- ・医療・介護・福祉に関する連携方策の検討
- ・市町の取組の分析・評価・助言、先進事例の収集と情報発信等

【構成員】

○医療関係者、認知症高齢者の家族、認知症ケアの有識者、福祉関係者、介護事業者、民生委員、老人クラブ、行政、地域包括支援センター等